

真岡市文化協会規約

(名称)

第1条 本会は、真岡市文化協会という。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を真岡市教育委員会事務局文化課内におく。

(目的)

第3条 本会は、文化団体相互の連絡協調を図り、個々の文化活動を育成するとともに、真岡市の文化水準の向上を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 文化、芸術団体の連絡、交流及び連携
- (2) 各団体の活動促進と成果の発表会
- (3) 文化及び芸術に関する催物の開催
- (4) その他必要と認める事項

(会員)

第5条 本会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 本会の目的・事業に賛同する文化・芸術団体
- (2) 賛助会員 本会の目的・事業に賛同し、後援するもの

(入会)

第6条 会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出し、役員会の承認を得なければならない。

(会費)

第7条 会員は、次のとおり会費を納入しなければならない。

- | | | | | |
|----------|-----|----------------|--------------|-----------|
| (1) 正会員 | ア | 単一団体 | 年額 | 4,000円 |
| | イ | 同一目的で構成した複合団体 | | |
| | (ア) | 構成する単位団体が5団体未満 | | 年額10,000円 |
| | (イ) | 〃 | 5団体以上10団体未満 | 年額15,000円 |
| | (ウ) | 〃 | 10団体以上15団体未満 | 年額20,000円 |
| | (エ) | 〃 | 15団体以上20団体未満 | 年額25,000円 |
| | (オ) | 〃 | 20団体以上 | 年額30,000円 |
| (2) 賛助会員 | 年額 | 1口 | 5,000円以上 | |

(退会)

第8条 会員は、次の事由によりその資格を失う。

- (1) 退会
- (2) 除名
- (3) 団体を解散したとき又は死亡したとき。

(除名)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合は、役員会において出席役員の過半数以上の同意を得て、会長がこれを除名することができる。

- (1) 会費を2年以上滞納したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は本会目的に反する行為があったとき。

(会費の返還)

第10条 既納の会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

(役員及び定数)

第11条 本会に次の役員をおく。

会 長	1 名
副会長	3 名
理 事	若干名
監 事	3 名
会 計	1 名

- 2 会長、副会長、理事、監事及び会計は、正会員の中から総会において選任する。

(役員の仕事)

第12条 会長は、本会を代表し、本会の業務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代理する。
- 3 役員は、役員会を構成し、会務の執行を決定する。
- 4 監事は、毎会計年度決算監査を行う。
- 5 会計は、本会の会計を掌する。

(役員の仕事)

第13条 本会の役員の仕事は2年とし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員による役員の仕事は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、その任満了後でも後任者が就任するまではなお、その職務を行う。

(解任)

第14条 役員は、本会の役員としてふさわしくない行為のあった場合、又は特別の事情のある場合には、その任満中でも総会の決議により、これを解任することができる。

(顧問)

第15条 本会に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、役員会の推薦により、会長が委嘱する。

3 顧問は、重要事項について会長の諮問に応じ、又は会議に出席して意見を述べるることができる。

(評議員会)

第16条 本会に、評議員をおく。

2 評議員会は、評議員で組織する。

3 評議員会は、会長の諮問に応じ本会の運営に関する重要事項を審議する。

(評議員)

第17条 評議員は、単一団体及び複合団体を構成する単位団体の代表者とする。

2 第13条及び第14条の規定は、評議員について準用する。この場合、これらの規定中「役員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

(会議)

第18条 本会の会議は、総会及び役員会とする。

2 総会は、正会員・賛助会員の代表者をもって構成する。

3 役員会は、役員をもって構成する。

(総会及び役員会)

第19条 総会は、次の事項を議決する。

(1) 事業計画及び収支予算

(2) 事業報告及び収支決算

(3) 会則の変更

(4) 役員を選任

(5) その他重要な事項

2 役員会は、次の事項を議決する。

(1) 総会に提出する議案

(2) その他総会の議決を要しない会務の執行に関すること。

(会議の開催)

第20条 総会は、通常年1回開催し、以下2項までの召集は会長が行う。

2 役員会が必要と認めたとき又は総会員の5分の1以上若しくは監事から会議の目的たる事項を示して請求があったときは、臨時に総会を開催する。

3 役員会は、必要に応じ会長が招集する。

(議長)

第21条 総会の議長は、その総会において出席会員の中から選任する。

2 役員会の議長は、会長がこれにあたる。

(定足数)

第22条 会議は、出席した会員をもって構成する。

(議決)

第23条 会議の議事は、出席会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(事務局)

第24条 本会に事務局を置き、これを真岡市教育委員会文化課職員が担当する。

2 事務局職員は、会長及び職域内上司の指揮を受けて庶務を処理する。

3 事務局について、前2項に規定するもののほか必要な事項は、役員会の議決に基づき、文化課長の判断により、別に定める。

(事業年度)

第25条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(経費)

第26条 本会の経費は、会費、寄附金、助成金その他の収入をもって充てる。

(雑則)

第27条 この会則施行についての細則は、役員会の議決を経て別に定める。

付 則

この規約は、昭和55年 3月15日から施行する。

この規約は、昭和56年 8月12日から施行する。

この規約は、昭和57年 6月23日から施行する。

この規約は、昭和60年 5月 9日から施行する。

この規約は、平成 8年 6月 7日から施行する。

この規約は、平成16年 5月24日から施行する。

この規約は、平成19年 5月28日から施行する。

この規約は、平成21年 5月26日から施行する。

真岡市文化協会細則

第1条 真岡市文化協会規約第27条の規定により、この細則を定める。

第2条 規約第3条の目的を達成するために必要な組織として、本会に次の部会をおく。

- (1) 芸 能 民 舞 吟 部 会
- (2) 舞 台 部 会
- (3) 伝 統 部 会
- (4) 展 示 部 会
- (5) 茶 華 道 部 会
- (6) 文 芸 部 会
- (7) 音 楽 部 会

第3条 前条に定める部会に部会長、副部会長その他の役員をおく。

第4条 芸術文化関係行事について、共催及び後援団体となることができる。

付 則

- この細則は、昭和57年 6月23日から施行する。
この細則は、昭和60年 5月 9日から施行する。
この細則は、昭和62年 4月 7日から施行する。
この細則は、平成 8年 6月 7日から施行する。
この細則は、平成21年 4月 8日から施行する。
この細則は、平成21年 6月 8日から施行する。
この細則は、平成23年 4月28日から施行する。